

### ベトナム廃棄製品の回収、処理に関する規定草案 (和訳)

2011年3月にベトナム天然資源環境省(Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE))の環境総局(Vietnam Environment Administration (VEA))により公表され、パブリックコメントが募集された、ベトナムの廃棄製品の回収、処理に関する規定草案の和訳を掲載いたします。パブリックコメントに基づき、現在、環境総局(VEA)により草案の改訂作業が行われており、近日中に公表される予定です。

#### ベトナム廃棄製品の回収、処理に関する規定草案(和訳)

##### 政府首相

番号: /2011/QD-TTg

ベトナム社会主義共和国

独立-自由-幸福

ハノイ、2011年 月 日

決定

#### 廃棄製品の回収、処理に関する規定

##### 首相

- ・ 2001年12月25日付政府組織法、
- ・ 2005年11月29日付環境保護法及び、
- ・ 環境保護法の一部条項を詳細規定し、その施行を指導する2006年8月9日付政令80/2006/ND-CPに基づき、
- ・ 天然資源環境省大臣の提案を考慮して、以下のように決定する。

決定

#### 第1章

総則

#### 第1条: 適用範囲及び適用対象

1. 適用範囲  
本決定は、廃棄製品の回収、処理に関して規定をする。
2. 適用対象  
本決定は、廃棄製品の回収、処理に関連する国家の管理機関、組織及び個人に対して適用される。

#### 第2条: 用語解釈

本規定に使用する用語は以下のように解釈される:

1. 廃棄製品、使用期限切れの製品(以下一般に廃棄製品という)とは、使用後、又は流通過程中に廃棄され、回収、処理されなければならない製品をいう。廃棄製品は、有害廃棄物に関する法律によって管理される。
2. 廃棄製品の回収、処理業者とは、法律の規定に基づき、有害廃棄物の回収、運送、保管及び処理をなす十分な条件を備えた組織、個人をいう。
3. 最終消費者とは、製品が廃棄される時までそれを使用する組織、個人をいう。
4. 廃棄製品の回収とは、生産・輸入企業又は生産・輸入企業の委託を受けた組織・個人が、その製品を回収することをいう。
5. 回収地とは、生産・輸入企業又はその委託を受けた組織・個人が廃棄製品を受領するために設置した場所をいう。

#### 本ニューズレターの執筆者

おぐち ひかる  
小口 光

ふくざわ みほこ  
福沢 美穂子

パートナー  
弁護士

アソシエイト  
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室  
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

**第 3 条： 廃棄製品及び廃棄製品の回収、処理責任を実行する時期**

1. 廃棄製品及び廃棄製品の回収、処理責任を実行する時期は、本決定に添付される一覧表において規定される。
2. 天然資源環境省は、環境保護の実際の状況に合致するように、一覧表を訂正、補充することを検討し、これを首相に提案する。

**第 4 条： 廃棄製品の回収、処理をなす組織**

生産・輸入企業は、自ら、又は他の生産・輸入企業と協働して、若しくは十分な条件を備える組織・個人と契約をして、廃棄製品の回収、処理の実行のため、法律の規定に従い、廃棄物を回収、処理することができる。

**第 5 条： 廃棄製品の回収、処理活動の奨励及び優遇**

1. 国家は、組織・個人が、本決定に添付して公布される一覧表に規定されている期限前に廃棄製品を回収、処理し、又一覧表に規定されていない他の廃棄製品を回収、処理することを奨励する。
2. 最終消費者、又は天然資源環境省が規定する数量(量)以下の廃棄製品を、回収地まで、又は回収、処理業者まで回収、運送する組織・個人は、廃棄製品を回収、運送することに係る許可証の取得及び関連するその他の行政手続きの履行を免除される。
3. 廃棄製品の回収、処理を行う組織・個人は、環境保護活動に対する優遇・援助に関する 2009 年 1 月 14 日付の政府の政令第 04/2009/ND-CP 及びその他の関連法規の規定に基づき、環境保護活動に対する優遇措置を受ける。

**第 6 条： 廃棄製品の回収地の活動**

1. 廃棄製品の回収地を設置した組織・個人は、廃棄物の保管、運送、処理に関する法律の規定を順守しなければならない。
2. 組織・個人が、一覧表に規定されている廃棄製品を受領するためのみに回収地を設置した場合は、有害廃棄物発生源の事業者に関する法律の規定に従い、責務を

実行しなければならない。

**第 2 章**

**廃棄製品の回収、処理の責任**

**第 7 条： 生産・輸入企業の責任**

1. 製品に関する情報
  - a) 商品のラベルの記載に関する政府の 2006 年 8 月 30 日付政令第 89/2006/ND-CP に基づき、本決定に添付して公布される一覧表に属する製品に対する商品(製品)のラベルの記載をなす他、廃棄製品の回収、処理に関する指導情報を記載しなければならない。  
天然資源環境省は、科学技術省と意見を統一した後、商品のラベルに記入する廃棄製品の回収、処理の指導に関する情報の内容を規定する。
  - b) 販売促進プログラムを実施する際に、廃棄した後の製品の回収、処理に関する法律の規定を紹介しなければならない。
2. 自らがベトナムの市場に提供した製品の廃棄製品を回収、処理しなければならない。
3. 回収、処理が規定の割合に達しなかった廃棄製品の数量に対して、回収、処理費用を支払わなければならない。
4. 廃棄製品を受領する環境に関しては、適切、便利かつ安全な場所に廃棄製品の回収地を設置しなければならない。
5. 遅くとも毎年 3 月 31 日までに、市場に提供した製品数量、前年度に回収、処理した廃棄製品の数量及び回収、処理すべき時期に至った廃棄製品の数量に関する報告書を、以下の規定に従い環境に関する国家の管理機関まで送付しなければならない。
  - a) 輸入企業は、天然資源環境省まで報告書を送付する。
  - b) 生産企業は、当該企業の本店所在地の天然資源環境局まで報告書を送付する。
  - c) 回収、処理が規定の割合に達しなかった前年度

の廃棄製品の数量に対して支払った費用について、生産・輸入企業は、遅くとも翌年の6月30日までに、天然資源環境省及び本店所在地の天然資源環境局まで報告する。

- d) 報告書の内容の正確性、誠実さに関して責任を負う。

#### 第8条： 最終消費者の責任

1. 廃棄製品を、回収地まで運搬し、又は法律の規定に従い廃棄物を回収、運送する十分な条件を備える組織・個人に対して運搬すること。
2. 廃棄製品を他の廃棄物と混同させ、みだりに廃棄しないこと。

### 第3章

#### 回収、処理されるべき廃棄製品の数量の確定方法及び回収、処理費用

#### 第9条： 廃棄製品の数量の確定方法

1. 回収、処理すべき廃棄製品の数量の確定
  - a) 回収、処理すべき廃棄製品の数量＝回収、処理されるべき時期に至った廃棄製品の数量×規定に従い回収、処理すべき時期に至った廃棄製品の数量割合。
  - b) 本項の a)号に規定されている回収、処理されるべき時期に至った廃棄製品の数量は、市場に提供された製品の数量と製品の耐用年数を基礎にして確定される。天然資源環境省は、本決定に添付して公布される一覧表に属する回収、処理されるべき時期に至った製品の詳細を規定する。
  - c) 回収、処理が要求される最大の割合は75%で、廃棄される製品の各種類による。規定に従い回収、処理される割合を達成した場合、廃棄製品の回収、処理の責任を果たしたものとみなされる。天然資源環境省は、廃棄製品の各種類に応じ、回収、処理すべき割合に関して規定を制定する。
2. 回収、処理された廃棄製品の数量の確定

- a) 回収、処理された廃棄製品の数量は、生産・輸入企業の回収、処理の結果報告及び天然資源環境省又は生産・輸入企業の本店所在地の天然資源環境局の検査結果に基づき、確定される。
  - b) 生産・輸入企業が、規定より高い割合の廃棄製品の数量の回収、処理を達成した場合、その超過した数量は、翌年に算入される。
  - c) 生産・輸入企業が、他の企業の同種の廃棄製品を回収、処理した場合、自ら回収、処理した廃棄製品の数量に算入することができる。
3. 回収、処理が規定の割合に達しない廃棄製品の数量は、回収、処理すべき廃棄製品の数量から、回収、処理した廃棄製品の数量を減じて確定される。
  4. 市場に提供された製品の数量及び本決定に添付して公布される一覧表に属する廃棄製品の数量の計算単位は、統一してキログラムとする。

#### 第10条： 廃棄製品の回収、処理費用の確定

天然資源環境省は、本決定に添付して公布される一覧表に属する廃棄製品の回収、処理の費用の各計算に関して規定を制定する。

#### 第11条： 廃棄製品の回収、処理費用の支払及びその利用

1. 回収、処理が規定の割合に達しない廃棄製品の数量に対する回収、処理費用は、生産・輸入企業が、省又は中央直轄市の環境保護ファンドに支払う。省又は中央直轄市がまだファンドを設立していない場合は、ベトナム環境保護ファンドに対して支払う。
2. 本条1項の資金は、廃棄製品の回収、処理活動のために利用される。
3. 天然資源環境省は、本条に規定されている資金の回収、利用について指導する。

第4章  
施行規定

第12条： 施行組織

天然資源環境省が本決定の指導と実施に対して責任を持つ。

第13条： 効力条項

1. 本決定は、2011年...月...日以降有効となる。
2. 各大臣、省に相当する機関の長、政府機関の長、省・中央直轄市の人民委員会及び関係組織、個人は本決定を施行する責任を負う。

宛先：

- 共産党中央書記局；
- 首相、副首相；
- 各省、省に相当する機関、政府に所属する機関；
- 汚職防止に関する中央指導課事務所；
- 各省、中央直轄市の人民評議会及び人民委員会；
- 中央共産党の中央事務局及び各委員会；
- 国家主席事務局；
- 民族評議会、及び国会の各委員会；
- 国会事務局；
- 最高人民裁判所；
- 民族評議会及び国会の各委員会；
- 最高人民検察庁；
- 国家監査；
- 国家財政監査委員会；
- ベトナム祖国戦線中央委員会；
- 各団体の中央機関；
- 政府事務局、BTCN、PCN、ウェブサイト；
- 保管：文書保管部 HG 250；

首相

グエン・タン・ズン

付録

廃棄する際に回収、処理されるべき廃棄製品の一覧表

(廃棄製品の回収、処理に関する首相の2011年月日付決定第.../2011/QD-TTgに添付して公布する)

番号	廃棄製品	回収、処理責任を 実行する時期
<b>I</b>	<b>電池及びバッテリー</b>	
1	各種バッテリー	01/01/2013
2	各種電池	01/01/2013
<b>II</b>	<b>電気、電子設備</b>	
1	小型電球及びハロゲン電球	01/01/2013
2	パソコン(デスクトップ及びノートパソコン)モニター、CPU(パソコンのマイクロプロセッサ)	01/01/2014
3	印刷機、ファックス、スキャナー	01/01/2014
4	カメラ、ビデオカメラ	01/01/2014
5	携帯電話器	01/01/2014
6	DVDプレーヤー、VCDプレーヤー、CDプレーヤー、及びその他各種のディスク読み取りヘッド	01/01/2014
7	コピー機	01/01/2015
8	テレビ	01/01/2015
9	エアコン、冷蔵庫、洗濯機	01/01/2015
<b>III</b>	<b>潤滑油、グリース</b>	
	潤滑油	01/01/2014
<b>IV</b>	<b>工業、農業、水産業において使用する化学物質(使用期限切れの化学物質に対して適用される)</b>	
1	危険な工業化学物質	01/01/2014
2	医療分野において使用される化学物質及び化学物質製品	01/01/2014
3	獣医分野において使用される化学物質及び化学物質製品	01/01/2014
4	植物保護のための化学物質及び化学物質製品	01/01/2014
5	水産業において使用される化学物質及び化学物質製品	01/01/2014
<b>V</b>	<b>チューブ、タイヤ</b>	
1	各種チューブ	01/01/2014
2	各種タイヤ	01/01/2014
<b>VI</b>	<b>交通手段</b>	
1	オートバイ、及び各種のオートバイ類似のもの	01/01/2018
2	各種自動車	01/01/2018

当事務所の東南アジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア等を含む東南アジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

(東京事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)  
TEL: 03-5562-8500(代) FAX: 03-5561-9711~9714  
E-mail: info@jurists.co.jp URL: http://www.jurists.co.jp/ja/  
(ホーチミン事務所の連絡先) Room 704 Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam  
TEL: 84-8-3821-4432 FAX: 84-8-3821-4434  
E-mail: info\_hcmc@juristoverseas.com